

## 令和5年度第7回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年9月8日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	3番	庄倉 三保子		4番	黒木 美由紀	
	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			事務員 田邊 操枝		
出席吏員	産業課主幹 前田 智恵子					
傍聴人	0人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(2) 使用貸借の合意解約について</li> <li>(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について</li> <li>(4) 利用権の設定に係る計画書配布について</li> </ul>
その他	(1) 令和5年度第8回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和 5 年度第 7 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、3 番 庄倉三保子委員、4 番 黒木美由紀委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。  【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】  番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m <sup>2</sup> 登記：畑 現況：畑 m <sup>2</sup> 登記：畑 現況：畑 m <sup>2</sup>  合計：田 3 筆 m <sup>2</sup> 権利種別：所有権移転 贈与 譲渡人： 譲受人：  から が贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。
	議長	議案第 1 号につきまして、質疑に入ります。
	庄倉委員	譲渡人が の方ですが、現在は、どのように管理をされているのか状況を教えて下さい。
	局長	本日の現地調査で確認をしております。676 番は水稻が作付けされました。677 番は白ネギが植えてありました。713 番はカボチャなどの多種の野菜が植えてありました。
	庄倉委員	それは誰が作られているのですか、 の方ではないと思いますが。
	局長	さんが、 さんから作業委託を受けて管理をされています。
	黒木委員	さんと さんの関係が分かれば教えて下さい。
	局長	さんは、高校を卒業するまでこちらにお住まいでしたが、高校卒業後に に移られて、こちらには 1 度も戻って来られていません。残っている農地については、今回の譲受人のお父さんである さんに、利用権設定や作業委託により管理を頼まれていました。 さんは現在 歳で、これから先のことを考えて、お父さんの代からお世話になっている さんに譲りたいと言う事で話がまとまった内容でございます。親戚関係はございませんが、長い間管理を頼まれていた関係でございます。
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。



	<p>直ぐに法面があります。それを改修の時に集水路を設置して、の土手の下を通過して、に流れ込むという構造になっています。上側にある集水樹も同じようにに流れ込む形です。</p> <p>断面図ですが、盛土をして堆積をしたり、アスファルトをされます。</p> <p>以上、関係書類も揃っておりますし、現地調査委員からの異論もなく、転用妥当と判断しました。</p>
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	3,000 m <sup>2</sup> ほどの土地に施設を建てられるということですが、集落への事前説明などはされていますか。これだけの施設を建てられるのであれば同意が必要ではないかと思えます。
局長	さんからは、立会等で、周辺の方々に来てもらった時に説明をされたと聞いておりますが、集落で集まっていたいて説明をするまではされていないようです。
議長	<p>私から説明をさせていただきます。さんは、集落の65%から70%の農地を借りて耕作をされています。その中で、集落の皆さんを集めてとなりますと、関係のない方々が出て来られます。農業に関係のない方々が色々なご意見を言われますと、さん自身が感情的になられる事も出て来るかもしれません。せっかく今まで上手くいっていたさんと所有者さんとの関係が壊れてしまっはいけません。その辺のところは、農業委員会の判断の中で、集落説明まではせずに、地権者と隣接する方々で話し合われた方が良くという結論を出した次第でございます。来月には、他の法人さんも同じような案件を出されると聞いておりますが、ケースバイケースで、物事がスムーズに運ぶように、状況に応じた農業委員の判断が大切であると考えています。</p>
田邊委員	分かりました。
野口委員	今回の件は雑種地となっておりますが、農地にアスファルトを敷かれるわけで、一般的に見たら宅地に見えるのですが、農業施設だからですか。
局長	この度のケースは、この一筆の中に、乾燥調整設備、すくも小屋、ごみ置場、駐車場など、色々な用途のものが建つ計画をされていますので、総合的に判断して雑種地としました。但し、色々なケースがあります。乾燥調整施設だけを置くのであれば宅地となります。一筆の中にどのようなものを置くのかというところで、総合的に判断することになります。
野口委員	ありがとうございます。
黒木委員	乾燥調整施設と言うのは、そこら辺にあるカントリーエレベーターのような施設を想像しておりましたが、資料を見ますと平な建物で、皆さん方は9ページの資料を見れば理解されると思いますが、私は知識がありませんので、どのような工程で、どのような物を乾燥されるのか、簡単に説明をお願いしたいと思います。
局長	<p>9ページの平面図を見て下さい。この乾燥調整施設の目的は水稻です。コンバイン等で稲を刈ってトラックに乗せて、この乾燥施設に持って来ます。左上に荷受けホッパーとありますが、このホッパーに持ってきた米を入れて、乾燥機で乾燥させます。温かいままでは保管出来ないので放冷タンクで急速に冷まします。その後は、それぞれの施設ごとに違いますが、さんの場合は、もみすり機、粒選別機、石が入っていることがあるので</p>

		石抜機まで揃えられます。カントリーエレベーターと同じような機能を有すると聞いております。
	黒木委員	ありがとうございます。
	白川委員	この図面を見てみますと、現在の土地に盛土をして施設を建てられるようです。8 ページのA断面を見ますと町道より 30 cm高く造成をされる形になっています。水路は盛土した所に合わせてU字溝を埋めるようになっていますが、町道より水路が高くなってしまい、雨が降った時などに町道排水がうまくできず、道路が水溜り状態になってしまうのではないですか。道路管理者の了解は取っておられますか。
	局長	転用案件についての検査項目の一つに、その施設が町道や県道にどのように接続しているかという項目があります。今回は町道に接しているのので、町道と、この筆の接地面、進入路の 10mあたりについての占用許可が事前に必要で、この占用許可がないと書類とし完成しませんので、転用申請は出来ません。したがって、今回も占用の届けを町の建設課に出されて、建設課より占用の許可が出ています。
	白川委員	占用許可が必要なのは分かります。私が聞きたいのは、路面排水が出来なくなって町道としての問題はないのかと言う事です。
	議長	現地調査を行っておられる市川委員よりお願いします。
	市川職務代理	白川委員は、全体が高くなって、町道と差ができるところを心配しておられるようですが、A'-A は左側の図面の 10mの部分だけです。上の図面で見ますと、A'-A は、長さが 10mです。三角形の部分に盛土をする図面です。現在は、ここが進入路になっていて、町道より一段高くなっています。ここの幅 10mくらいの間隔で埋めると、あとはフラットに埋めると言う事です。真ん中あたりに進入路を造る。極端に言いますと、10mだけ少し高く、三角形の部分に進入路があると理解していただければと思います。
	白川委員	分かりました。
	田邊委員	これにかかる金額はどれくらいで、補助金はどのくらいですか。
	局長	総事業費 円で、自己資金が 円、補助金については 円と報告をいただいております。 円は借入金で、金融機関の資金証明を頂いています。
	秦野委員	高額な借り入れですが、 さん個人ですか、法人か何かですか。
	局長	個人で借り受けをされています。会社組織にはなっておりません。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 2 号『農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
5. 報告 (1) 農地法 第 18 条第 6 項の規定 による通知 について	議長	報告事項の (1) と (2) は関連しておりますので、一括上程でご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』及び『(2) 使用貸借の合意解約について』説明を求めます。
	局長	【『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』、『(2) 使用貸借の合意解約について』朗読 (議案書 3~4 頁)】

(2) 使用貸借の合意解約について	議長	質疑を受けます。
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので合意解約について報告を終わります。
(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について		(産業課前田主幹入室)
	議長	『(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について』、前回の総会で糸田委員より質問のありました内容について回答をお願いします。
	前田主幹	6 ページに正誤表を付けております。 P4 23 行目の“地域計画”を“地域計画等”に訂正します。P23 39 行目の“地域水田農業ビジョン”は、“水田収益力強化ビジョン”と名称が代わっていますので訂正します。“農事組合法人福成”は“株式会社福成農園”へ訂正します。24 ページの 14 行目の“農業再生協議会のもとで”と言うのは適切ではないと言う事で、“農業再生協議会のもとで”の文言は削除します。農地利用改善団体についてですが、会見地区で集落営農組織は農地利用改善団体ということになっていますので、制度自体は残っているので構想の記述自体も残すものとしています。
	議長	24 ページの 14 行目に、“農業委員会、農業協同組合、土地改良区は”とあるが、どこが頭になるのか、招集する時は何処がするのか、課長に確認をお願いします。何処が責任を取るのか分からなかったら、あってもなくてもよいものになってしまいます。
	吉次委員	会見地区の農用地利用改善団体とは、どこが入っていますか。
	前田主幹	三崎生産組合、田住生産組合、浅井生産組合、高野女生産組合、朝金生産組合、荻名生産組合、寺内農場です。
	吉次委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。無いようですので次に移ります。
(4) 利用権の設定に係る計画書配布について	議長	『(4) 利用権の設定に係る計画書配布について』説明をお願いします。
	局長	最初に経緯の説明をさせていただきます。今までは、利用権設定により地権者と耕作者が農地の貸借をされていましたが、農業経営基盤強化促進法が改正され、3 月末をもって利用権設定での契約が法律できなくなっております。2 年間の経過措置がありますので、中間管理機構を使った貸借の方式に順次変えているところでございます。更新手続きにつきましては、従来ですと、農業委員、推進委員の皆様にご利用権設定の申請用紙をお渡しして、地権者の方に出向いていただいて、今後の意向等の確認をしていただいていた。本日は、令和 6 年 3 月 31 日までに終期を迎える利用権設定の更新契約について産業課より説明をさせていただきます。
	前田主幹	終期を迎える利用権設定について、農地中間管理事業の利用権設定等計画書というものを、所有者さんの御自宅に配布をお願いしたいと思います。耕作者さんへの終了の通知は農業委員会事務局より送付するようになっております。今回配布をお願いするのは、令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 3 月 31 日までに終了を迎えるものです。終期が 11 月 30 日のものについては、今月の 20 日までに提出が必要ですので、別途郵送をするように予定しています。議案書の 7 ページに、“配布のお願い及び留意点”ということで文書をつけています。別資料としてカラー刷りの計画書の書き方をお配りしています。水色の枠で囲んであるところは地権者さんが記入

	<p>して押印される箇所、緑で囲んであるところは耕作者さんが記入して押印される箇所です。黄色で囲んであるところは双方が相談して記入して頂く箇所になります。現行の相対で使用貸借になっている契約に関しては、権利の種類のところを使用貸借と既に印字しております。賃貸借の場合は空欄にしています。変更される場合には、横線を引いて修正をお願いします。裏面の黄色で囲ってあるところは、水利費ですとか、土地改良の賦課金、草刈り等をどちらが負担するかなどのチェックを入れる箇所になっていて、必ず記入をお願いするようになっています。</p> <p>登記の確認をしております。登記名義人と契約者が違う場合、実際の土地の名義人さんが亡くなっている場合は、過半数の同意を得て代表者の方が契約する方式になっていますので、同意書を同封しています。青囲みのところの1番上に代表者を書く欄と、代表者以外の相続人の方で、2分の1を超える方に書面と印をいただくようになっています。裏面には、相続関係図を書き込むようになっています。該当者の方と相続人さんが、どのような関係であったか図式で書いていただくようになっています。</p> <p>賃借料振替依頼書を入れてあります。賃貸借で、中間管理機構を通して受け取りをする場合は、口座の登録を地権者さんをお願いしています。賃料を受け取る場合は、口座の登録を地権者さんに書いていただくようになります。物納の場合は、中間管理を通さない賃料の受渡しという契約方式になりますので、利用権設定等計画書の黄色枠の⑤の“甲と乙が直接授受”にチェックを入れていただいて、口座の登録の必要ありません。</p> <p>基本的に現行の契約者さんで計画書を作成していますので、耕作者さん、地権者さんが代わられる場合には様式を新しく作り直しますので、産業課までご連絡いただければと思います。書き方については以上です。</p>
議長	ご質問はございませんか。
糸田委員	封筒に同意書が入っているのは、地権者が亡くなって相続登記がされていない方のみですか。
前田主幹	そうです。
議長	物納の場合は、チェックする箇所があると説明がありましたが、数量は記入しなくても良いのか。
前田主幹	黄色枠の④のところに、玄米 30 kg というように書いていただいて、授受は直接にさせていただく形になります。必ず金額と言う事ではありません。
板委員	所有者が県外の方がいらっしゃいますが、このような場合はどうすればいいですか。
局長	ご家族が町内におられるなど色々なケースがあるので、ひとまず全部お渡ししております。県外でこちらには誰もおられない方や、配布出来ない場合は、農業委員会事務局、産業課にお返し下さい。
庄倉委員	物納の場合の書き方ですが、全部の筆で 30 kg という場合は、案分して書くのですか。
前田主幹	全体で何キロと書いていただきましたら、こちらで計算します。
野口委員	地主さんなどから、何故に相対が終了して中間管理機構を通した契約にしなくてはいけないのか、中間管理機構って何ですかと聞かれた時にどのように答えていいのか簡単に説明してもらえると嬉しいです。

	議長	何故に農地中間管理機構を通じた契約なのかの問いについては、これは法律で決まった事で、今年の4月1日から施行になりました。簡単に言えば、法律が変わりましたと説明していただければと思います。
	市川職務代理	封筒の中に、説明的なものが入っていますので、それを参考にされたらと思います。
	糸田委員	受け手への通知はいつ頃に出されますか。
	局長	本日全て発送します。
	議長	他にございませんか。(質問・意見等なし。)
令和5年度 第8回農業 委員会総会 の日程について	議長	令和5年度第8回南部町農業委員会総会は、令和5年10月10日(火)に開催します。
閉会	議長	これにて令和5年度第7回南部町農業委員会総会を閉会致します。